

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	47	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋の取得に係る税額の特例措置の延長		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 被災住宅用地等に係る課税標準の特例：震災等により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地 被災代替家屋の取得に係る税額の特例措置：震災等により滅失又は損壊した家屋の所有者が、当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋 ・ 特例措置の内容 ＜現行制度＞ 被災住宅用地特例に係る課税標準の特例：市町村長が認めた場合に限り、原則として被災後2年度（被災市街地復興推進地域内の土地については被災後4年度）の間、上記の土地を住宅用地とみなして固定資産税等を軽減する特例措置。（令和2年7月豪雨について、令和7年度税制改正において講じた2年間の期限延長の措置の適用期限が令和8年度に到来） 被災代替家屋の取得に係る税額の特例措置：被災から4年を経過する年度までに取得等した上記家屋について、当該取得等後4年度固定資産税等を軽減する特例措置（令和2年7月豪雨について、令和8年度に適用期限が到来） ＜要望内容＞ 令和2年7月豪雨に係る現行の措置を2年間（令和11年3月31日まで）延長する。		
関係条文	地方税法第349条の3の3、第352条の3、第702条の3、第702条の4の2、附則第16条の2 地方税法施行令第52条の13、第52条の13の3、第56条の84の2、附則第12条の3 地方税法施行規則第12条の3、第15条の4の2、第24条の29の2、附則第7条の3		
減収見込額	[初年度] — (▲4.1) [平年度] — (▲4.7) [改正増減収額] —		

要望理由	(1) 政策目的 令和2年7月豪雨により住宅等が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の生活の再建を支援する。 (2) 施策の必要性 災害により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地については、市町村長が認めた場合に限り、被災後2年度分（被災市街地復興推進地域内の土地については被災後4年度分。）の固定資産税等について住宅用地特例を適用し、被災者の負担を軽減する措置がとられている。 また、被災から4年を経過する年度までに、震災等により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が、当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該家屋を改築した場合における当該取得等された家屋について、当該取得等後4年度分固定資産税等を軽減し、被災者の負担を軽減する措置がとられている。 しかし、土地区画整理や宅地嵩上げ等の公共事業が完了していないこと等により、令和9年度以降も住宅等を失った被災者が住宅等の再建に着手できない場合も想定されることから、令和2年7月豪雨の被災地では上記特例の双方が今年度で適用期限を迎え、来年度から特例が適用されなくなるため被災者の負担が増加し、被災者の生活再建が遅れることが懸念される。 そのため、被災者の早急な生活再建を支援するために、本特例措置を延長し、被災者の負担を軽減する必要がある。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和8年7月21日閣議決定） 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 3. 国民の安全・安心の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 （略）被災者支援体制を強化し、避難生活環境を抜本的に改善する。
		政策の達成目標	令和2年7月豪雨により住宅等を失った被災者の早急な生活再建
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和9年4月1日～令和11年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	令和2年7月豪雨の被災地における応急仮設住宅入居戸数（令和8年3月時点）：5戸
	有効性	要望の措置の適用見込み	① 被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置 令和9年度：少なくとも243件、令和10年度：少なくとも212件 ② 被災代替家屋の取得に係る税額の特例措置 令和9年度：少なくとも30件、令和10年度：少なくとも32件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	令和2年7月豪雨により住宅等を失った被災者が、土地区画整理や宅地嵩上げ等の公共事業が完了していないこと等により被災後6年度を経過しても住宅の再建に着手できない場合であっても、引き続き当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な生活再建に資するものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、住宅等の再建を望みつつも、土地区画整理や宅地嵩上げ等の公共事業が完了していないこと等により、令和2年7月豪雨による被災の後6年度を経過しても住宅等の再建に着手できない被災者の負担を軽減するものであり、当該災害により住宅等が滅失又は損壊した被災者の生活の再建に資するものである。 また、個別の補助金の申請手続を求めて交付する手法と比較して、国民・行政双方に生じる手続等の負担の軽減から、税制特例により措置することは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績

1. 被災住宅用地特例

(1) 固定資産税

	適用件数	減額後の課税標準額	減収額
令和3年度	一件	4,869 百万円	341 百万円
令和4年度	一件	2,418 百万円	169 百万円
令和5年度	一件	2,392 百万円	167 百万円
令和6年度	一件	2,149 百万円	150 百万円
令和7年度	一件	263 百万円	18 百万円

(出典：固定資産の価格等の概要調書（総務省）より（減収額は推計値）)

※令和3年度・令和4年度は熊本地震及び平成30年7月豪雨において被災住宅用地特例が適用された土地の額の合計、令和5年度・令和6年度は熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和2年7月豪雨において被災住宅用地特例が適用された土地の額の合計、令和7年度は令和2年7月豪雨において被災住宅用地特例が適用された土地の額の合計

(2) 都市計画税

	適用件数	減額後の課税標準額	減収額
令和3年度	一件	(200㎡以下) 765 百万円 (200㎡超) 295 百万円	(200㎡以下) 4.6 百万円 (200㎡超) 0.4 百万円
令和4年度	一件	(200㎡以下) 615 百万円 (200㎡超) 238 百万円	(200㎡以下) 3.7 百万円 (200㎡超) 0.4 百万円
令和5年度	一件	(200㎡以下) 575 百万円 (200㎡超) 702 百万円	(200㎡以下) 3.5 百万円 (200㎡超) 1.1 百万円
令和6年度	一件	(200㎡以下) 517 百万円 (200㎡超) 634 百万円	(200㎡以下) 3.1 百万円 (200㎡超) 1.0 百万円
令和7年度	一件	(200㎡以下) 32 百万円 (200㎡超) 163 百万円	(200㎡以下) 0.2 百万円 (200㎡超) 0.2 百万円

(出典：市町村交付金及び都市計画税に関する調（総務省）より（減収額は推計値）)

※令和3年度・令和4年度は熊本地震及び平成30年7月豪雨において被災住宅用地特例が適用された土地の額の合計、令和5年度・令和6年度は熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和2年7月豪雨において被災住宅用地特例が適用された土地の額の合計、令和7年度は令和2年7月豪雨において被災住宅用地特例が適用された土地の額の合計

2. 被災代替家屋特例

(1) 固定資産税

	適用件数	軽減税額	減収額
令和3年度	586 件	20 百万円	20 百万円
令和4年度	379 件	16 百万円	16 百万円
令和5年度	379 件	22 百万円	22 百万円
令和6年度	527 件	19 百万円	19 百万円
令和7年度	514 件	20 百万円	20 百万円

(出典：固定資産の価格等の概要調書（総務省）より)

※令和3年度・令和4年度は熊本地震における被災代替家屋特例の適用件数及び軽減税額、令和5年度・令和6年度は熊本地震及び平成30年7月豪雨における被災代替家屋特例の適用件数及び軽減税額の合計、令和7年度は熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和2年7月豪雨における被災代替家屋特例の適用件数及び軽減税額の合計

(2) 都市計画税

	適用件数	減額分に相当する課税標準額	減収額
令和3年度	一件	-	-
令和4年度	一件	-	-
令和5年度	一件	1,279 百万円	4 百万円
令和6年度	一件	861 百万円	3 百万円
令和7年度	一件	948 百万円	3 百万円

(出典：市町村交付金及び都市計画税に関する調（総務省）より（減収額は減額分に相当する課税標準額に都市計画税の税率（0.3%）を乗じて算出したもの）)

※令和5年度・令和6年度・令和7年度は熊本地震において被災代替家屋特例が適用された家屋の額

	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	災害により住宅等を失った被災者が、土地区画整理や宅地嵩上げ等の公共事業が完了 していないこと等により住宅の再建に着手できない場合であっても、当該被災者の負担 を軽減することにより、被災者の早急な生活再建に資するものである。
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	令和元年度 拡充（熊本地震に係る被災市街地復興推進地域外における被災住宅用地等 特例措置に係る適用期限を２年度延長。） 令和３年度 拡充（熊本地震に係る被災住宅用地等に係る特例措置及び被災代替家屋に 係る特例措置に係る適用期限を２年度延長。平成 30 年 7 月豪雨に係る被災 住宅用地等に係る特例措置の適用期限を２年度延長。） 令和５年度 拡充（熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨に係る被災住宅用地等に係る特例 措置及び被災代替家屋に係る特例措置の適用期限を２年度延長。令和 2 年 7 月豪雨に係る被災市街地復興推進地域外における被災住宅用地等に係 る特例措置の適用期限を２年度延長。） 令和 7 年度 拡充（令和 2 年 7 月豪雨に係る被災住宅用地等に係る特例措置及び被災代 替家屋に係る特例措置の適用期限を２年度延長。） 廃止（熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨に係る被災住宅用地等に係る特例措 置及び被災代替家屋に係る特例措置の適用期限の延長を不実施。） 令和 8 年度 拡充（令和 6 年能登半島地震に係る被災市街地復興推進地域等外における 被災住宅用地等に係る特例措置の適用期限を２年度延長。）	